

平成 30 年 2 月 27 日 内閣府規制改革推進会議・水産 WG 資料

平成 30 年 2 月 27 日

弓ヶ浜水産株式会社

代表取締役社長 鶴岡比呂志

## 1. 当社概要

弓ヶ浜水産株式会社（鳥取県境港市）

2011 東日本大震災により、日本水産(株)（東京都港区）が宮城県女川町にて行っていたギンザケ養殖業者や加工業者への生産委託事業が壊滅、同年鳥取県境港市でフィージビリティスタデューを経て、2013 年当社設立。

2012 年「境港サーモン」として全国に販売。2015 年高度衛生管理の加工場を建設。

2017 年「佐渡サーモン」水揚げ開始。従業員約 100 名。

## 2. 背景

(ア) 従来（三陸）のビジネスモデル

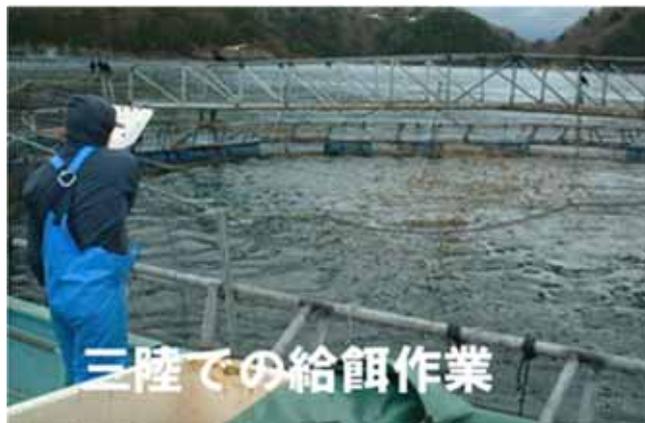
震災時、海面養殖業者 9 件、淡水養殖業者 1 件、加工業者 1 件と提携。

養殖業者へ、種苗・飼料・資材の販売を行い、生産された魚をニッスイブランドとして集荷し、加工・販売。震災前 年間生産量 2,000 t。



(イ) 従来（三陸）の課題

- ① 分散した漁場：志津川湾から女川湾まで 40～50 km 程度離れたリアス式海岸の各入り江に点在。各入り江毎の行使ルールにより、1 経営体あたり 2～4 生簀程度と制限。また既存組合員以外の漁場参入は、実質不可能。
- ② 技術開発の遅れ：分散した漁場、小規模生産である為、機械化・省力化による効果が見込めない。養殖生産の主体はあくまで各養殖業者である為、大きな投資負担や生産リスクが生じる様なイノベーションは進まない。
- ③ 後継者不足と高齢化：養殖生産の省力化が進まない為、養殖従事者の労働負担は大きい。新規就業者少なく、漁業従事者の高齢化が進み、生産維持の障害となっていた。



### 3. 鳥取での操業

#### (ア) 進出のねらい

- ① 集約的な養殖が可能：美保湾（鳥取県境港市）に設定されていた区画漁業権は、面積 55 万㎡と 1 ヲ所で最大 3,000 t 程度の養殖生産可能な漁具を投入できる事が見込める。
- ② 自社操業が可能：漁協に加入させて頂き、自社操業が可能。当社に保有している技術や知見を投入した上での投資リターンの試算が明確となり、事業計画を描くことが可能。
- ③ 地域全体の協力：県、市、漁協、淡水養殖業者の協力体制が得られた。海域や漁港、岸壁、河川など共有利用する関係者との合意形成や協力体制が必要。

#### (イ) 得られた成果

- ① 養殖生産性の向上：国内の海面でのサーモン養殖は、水温の関係で飼育期間が限定されるなど、世界的に見れば特殊な環境下で行われており、海外とは異なる生産手法が要求される。

これまでの操業の結果、IoT の積極的な活用するなど新たに飼育技術を確立し、規模の拡大に合わせた独自の機械化を実現し、生産性の向上を図ることができた。



- ② 6次産業化：淡水養殖から海面養殖、加工事業までのサーモン養殖におけるサプライチェーンを垂直統合し、マーケットへの対応力、商品力を向上させることができた。

2018 年生産計画 境港 1,900 t ・ 佐渡 700t。従来の三陸を上回る生産規模を見込む。

- ③ 新たな産業とのイノベーション：新日鉄住金エンジニアリング(株)（東京都品川区）と大規模沖合養殖実証試験を実施し、洋上飼料備蓄サイロを開発。

（美保湾の洋上飼料備蓄サイロと当社生質群）



#### 4. 養殖業の成長産業化に向けて

(ア) 行使許可：都道府県が漁協に区画漁業権の管理を委ねる事はよいが、行使許可の判断を実質的に地先（集落）に委ねる場合などもあり、誰に対しどのような許可を求めるのか明確で無いケースがある。どの区画漁業権が遊休であるか、利用されている区画の行使料はどの程度かなど、行使内容の透明化を進めるべきではないか。

行使料など漁場利用のために必要な負担金は、行使料や水揚げ手数料・地あらし料など様々あるが、名目や率を一般的にみて合理的な内容として欲しい。

(イ) ワクチン開発と認証：魚病を予防し、抗生物質の使用を減らすためには、変化する魚病に即応したワクチン開発と認証、コスト負担などの仕組みの見直しが必要ではないか。ワクチンメーカーだけにリスクを持たせる仕組みでは種類が増えず上市のサイクルは速まらないように思う。

(ウ) 品種登録など育種成果の保護：魚の成長性や成熟に関する研究により選抜育種された魚は、高い養殖成績が期待できる。こうした研究開発投資を回収するには、選抜育種された魚の利用についてフリーライダーを制限するルールが必要に感じる。

(エ) 公的機関との連携や施設活用：都道府県等の公的な研究機関より「民間一社との取組みは難しい」と拒否される場面がある。

また、遊休施設や機器が合った場合において、「払下げ」や「賃貸」などを以って、それらを活用させて頂けるケースは少ない。一定のルール化の中で迅速に、且つ柔軟に活用していくべきではないか。

(オ) 農地や共有地の転用：サーモン養殖の拡大には、淡水の種苗養殖場の確保が必要であり、これまでに自社種苗養殖場を4ヶ所開設。農地転用などの諸手続きなどに、時間や労力を要した。第1次産業である水産用途に転用する為には、これを簡便にしても良いのではないかと。

また、町村の共同所有地など地権者が多数おられ、代替わりによる名義変更が進んでいない土地では、地権者全員の合意を頂けず利用できない場合がある。例えば、地権者の大半から合意を得られ、残りの地権者への連絡が物理的に不可能なケースなど場合、公的な管理者を経由し

賃借するなどの方法を取り、活用することができないか。

- (カ) 技術開発：事業拡大を制約する人手不足や高齢化に対応するため、我が国の条件に応じた養殖システムの技術開発が必要である。大規模沖合養殖実証試験では「自動的に魚に餌をやる」基本機能は実現したが、魚の水揚げや選別作業の省力化、生簀など含めた設備メンテナンスの省人化など、これから技術開発を進めて行かねばならない事項が多々ある。

以上